

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
1	調達公告「参加資格に関する事項の企業業務実績」で、平成22年以降に完成した…とありますが、設計業務が平成22年以降に完了していれば良いと捉えて宜しいでしょうか。または平成22年度以降に建物が竣工したという意味でしょうか。ご教示をお願いします。	平成22年以降に完了した実施設計業務になります。
2	別紙2 特記仕様書4. ⑮校舎改築に伴う敷地測量について測量地の面積をお教えてください。	施設台帳上、約14751㎡です。敷地測量の結果、面積が変更しても金額の変更は行ないません。また、三重県建築基準第6条(がけ条例)の検討を行ううえで影響範囲について敷地測量が必要となる場合があります。
3	同上、敷地測量につきまして、現況測量か確定測量かお教えてください。	現況測量です。
4	別表1-3 解体工事・屋内運動場改修工事 成果品一覧に「アスベスト調査箇所報告書」とありますが、分析調査ではなく、机上調査と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書別紙2 4-⑳のとおりです。
5	別表2-1 計画通知書の提出期限は令和3年11月30日となっておりますが、確認済証受領は工期内(令和4年1月31日)に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書別紙2 5-①のとおりです。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
6	屋内運動場改修において、カバー工法による屋根改修を想定されています。別表1-3の成果品一覧では、構造計算書は成果品とされていませんが、荷重増による構造検討(旧耐震基準の場合は、耐震診断)は行うことを想定されていますか。あるいは、カバー工法による重量増については、建築構造設計指針(文部科学省大臣官房文教施設企画部)による積載荷重(屋上・非歩行・S造の体育館、武道場)のなかに納まっているため、構造検討は必要ないと判断されているのでしょうか。	必要ないと判断しています。
7	特記仕様書別紙2において、敷地測量(平面・地籍・高低)とありますが、詳細な業務内容をご教示ください。	敷地内の各種物件(建物及び構造物等)の測量、敷地面積の測量及び敷地高低差の測量です。
8	上記測量業務において、測量対象面積をご教示ください。また、小学校敷地全体でしょうか。	整理番号2を参照して下さい。
9	上記測量業務において、「がけ条例検討範囲含む」とありますが、対象面積をご教示ください。	建築物(改築・既設共)の配置等を検討する際の影響範囲になります。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
10	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 I 委託業務概要 (2)施設概要及び設計業務内容 屋内運動場改修は確認申請に非該当の範囲での改修と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。(特記仕様書別表1-3のとおり)
11	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 I 委託業務概要 (2)施設概要及び設計業務内容 屋内運動場改修の基本設計欄に○の記載がありません。屋内運動場改修の基本設計書など顧客要望を把握できる資料の提示をお願いします。	屋内運動場改修の計画概要は特記仕様書別紙2のとおりです。
12	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 I 委託業務概要 3設計業務内容及び範囲 (2)設計図書の作成 各成果品において委託者ご指定の提出期限が設定されているが、提出する際は部分払いは発生しないものの、四日市市建築設計業務委託共通仕様書3. 20に記載の検査に該当する行為を都度実施するものと考えて宜しいでしょうか。また、検査合格後、当該成果品に委託者の指示による設計変更が生じた場合、変更に伴う作業は別途と考えて宜しいでしょうか。	四日市市建築設計業務委託共通仕様書3. 20検査は最終成果品提出時に行います。検査合格後でも成果品に受託者側の責による不備が発見された場合の修補は今回業務範囲となります。
13	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 IV. 官公署その他への手続き 構造適合性判定、省エネ適合性判定の申請料は別途と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書IVによる計画通知と同様の扱いとなります。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
14	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 V その他 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとされているが、協議のみとし、受託者側に責のある修補以外の設計図書の修補は行わないものと考えて宜しいでしょうか。また、修補が発生した場合は別途追加費用を請求できるものと考えて宜しいでしょうか。	成果品に受託者側の責による修補以外は行なわないものとします。また、受託者側の責により修補が発生した場合は今回委託業務範囲となります。受託者側の責によらない場合は協議によります。
15	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 VI. 設計者への提示資料 (2)地質調査資料の貸与は今回設計委託に併せ新規に調査を行い貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。既存校舎建設時等過去の地質調査報告書の貸与でしょうか。	お見込みのとおりです。
16	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 VI. 設計者への提示資料 既存校舎の前願確認申請書の貸与は可能でしょうか。	既存校舎の確認申請書はありません。
17	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-2 改築工事成果品一覧 透視図の作成に指定がありません。鳥瞰など外観と考えて宜しいでしょうか。	透視図は外観となります。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
18	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-2 改築工事成果品一覧 令和3年11月30日の成果品提出以降、令和4年1月31日の最終成果品提出迄の2ヶ月間はこういった業務内容を想定されておりますでしょうか。11月30日提出の成果品に対する検査、修補期間と考えて宜しいでしょうか。	受託者の最終成果品をまとめる期間となります。また、各成果品期限日は補修も完了した成果品の提出日となります。
19	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-3 解体工事・屋内運動場改修工事 成果品一覧 解体実施設計の成果品欄の外構図に○の記載がありませんが、校舎の付帯外構の解体設計は別途と考えて宜しいでしょうか。	外構の解体は今回設計委託業務に含まれます。別表2-2を正としてください。
20	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-3 解体工事・屋内運動場改修工事 成果品一覧(注2) 「(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。」という記載があります。解体図に添付する図面において、詳細図など含めて全ての既存図面をCAD化する必要があるのでしょうか。	解体図面については、既存図面と現況に相違が無い場合は、複写図面の貼り付けも可能です。ただし、文字等の判別ができるものとします。
21	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-3 解体工事・屋内運動場改修工事 成果品一覧(注2) 全ての既存図面をCAD化する必要が無い場合、一般図程度をCAD化し、詳細図等は既存図面のPDFを添付することも可能でしょうか？	整理番号20を参照して下さい。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
22	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別表1-3 解体工事・屋内運動場改修工事 成果品一覧 機械設備 別表2-2 機械設備の実施設計成果品欄の空気調和設備図に○の記載があります。今回改修設計において、屋内運動場に空調調和設備の新設の計画はありますでしょうか。	ありません。(特記仕様書別紙2 3-⑤のとおり)
23	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 3. 計画概要 付属建築物改築の対象にプール、附属棟の記載がありません。既存プール、附属棟は残置とし、改修など設計業務は発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	プール、附属棟は残置です。設備工事については特記仕様書別紙2 4-⑥、⑦のとおりです。
24	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 3. 計画概要 校舎改築について構造規模以外の顧客構想が読み取れません。教室数など顧客構想、整備方針の把握できる資料の提示をお願いします。	質疑の内容の検討、整理も今回設計業務委託の業務に含まれます。尚、必要教室数については、契約後に提示します。
25	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ① 改築校舎の配置・平面計画の複数案比較はご指定の2案のみとし、2案以外の別案検討は実施しないと考えて宜しいでしょうか。	指定の2案を含む、3案以上検討して下さい。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
26	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ⑥ 敷地内埋設配管等の調査について、敷地内の設備配管関連の改修履歴の貸与は可能でしょうか。	既設図面は貸与しますが、現地調査も行ってください。
27	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ⑮ 敷地測量が委託業務に含まれています。計画敷地の敷地面積をご教示願います。	整理番号2を参照して下さい。
28	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ⑮ 既設図に保有8,918㎡や保有5,708㎡その他125㎡と記載がありますが、申請敷地面積は記載の合計値で宜しいでしょうか。	申請敷地面積は今回委託の敷地測量により決定してください。
29	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ⑮ 測量業務に真北調査も含まれると考えて宜しいでしょうか。	含まれませんが、真北は国土地理院のデータを基に決定してください。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
30	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4. 設計業務の条件及び概要 ⑰ 既設擁壁の安全性の検討を行う旨の記載があります。検討の結果、安全性が担保できずに擁壁の改修や新設等が発生する場合の擁壁等工作物の設計業務は別途と考えて宜しいでしょうか。	擁壁の改修や新設は考えておりません。検討の結果、安全性を担保できない場合は三重県建築基準第6条(がけ条例)について適合されるように検討を行うこととしてください。
31	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 4 設計業務の条件及び概要 ⑳ 含有された場合の解体及び処分方法の検討は労基署や専門業者へのヒアリング、聞き取りは不要と考えて宜しいでしょうか。	必要に応じて行ってください。尚、本業務については、今回の委託業務範囲内です。
32	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 5. 申請手続き等について 補助金申請業務など各種補助金申請手続きは業務に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
33	四日市市建築設計行う委託特記仕様書 別紙2 5. 申請手続き等について 仮設校舎を建設する場合、仮設建築物の建設に伴う申請手続きも業務に含まれるのでしょうか。	含まれません。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
34	民間確認審査機関でもよろしいでしょうか。	建築基準法第18条第2項により不可です。
35	基本設計で仮設校舎の有案・無案検討となっておりますが、有案の場合、仮設校舎の実施設計および仮設許可・確認申請等の手続き・手数料は、業務に含むのでしょうか。	仮設校舎についての業務内容は特記仕様書のとおりです。仮設許可・確認申請等の手続き・手数料は含みません。
36	構造計算適合性判定の申請機関にご指定はございますか。	特にありません。
37	構造計算適合性判定の申請手数料は含みますか。	整理番号13を参照して下さい。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
38	敷地内の既設建物などについて計画通知及び済証の副本はございますか。	ありません。
39	参加資格に関する事項において、「平成22年度以降に完成した、学校の新築、増築又は改築工事(校舎一棟で延床面積4000㎡以上。増築工事の場合は、増築部分のみの面積とする。)の実施設計業務を元請(JVは代表構成員のみ)として履行した実績を有すること」とありますが、設計工期が平成22年度以前であっても、建物の完成が平成22年度以降であれば業務実績として認められるでしょうか、ご教示をお願い致します。	平成22年以降に完成したとは、工事ではなく実施設計業務委託になります。
40	現況測量の範囲は今回の設計の対象範囲の建物のある敷地及び運動場用地を含めた全体の敷地だと考えますが、およそ何㎡の測量範囲を想定されていますでしょうかご教示下さい。	整理番号2を参照して下さい。
41	予定価格の業務費算出における経費率は、国土交通省告示第98号に定める業務報酬基準を採用していると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	参考数量書記載のとおり、官庁施設の設計業務等積算基準(平成31年1月改定版)に準拠しています。

質疑(応答記録)

公告No. : No.C40

公告日 : 令和2年6月17日

委託名(件名) : 高花平小学校改築工事設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
42	測量業務の業務費算定根拠についてご教示ください。	積算に対する質疑の回答はできません。